労働基準監督官の仕事

～あなたの正義と優しさを、すべての働く人たちに～

厚生労働省

はじめに

全国では、約430万の事業場で約5,200万人が働いています。労働者が安心して働ける職場環境を実現するためには、労働基準法などで定められた労働条件が確保され、その向上が図られることが重要です。

労働基準監督官は労働基準関係法令に基づいてあらゆる職場に立ち入り、事業主に対し法に定める基準を遵守させるとともに、労働条件の確保・向上を図り、また、不幸にして労働災害にあわれた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員です。

CONTENTS

1 組織…… 1
2 労働基準監督官の仕事（監督業務）…… 2
3 労働基準監督官の仕事（安全衛生業務）…… 4
4 労働基準監督官の仕事（労災補償業務）…… 5
5 最近の主なトピック…… 6
6 若手労働基準監督官のメッセージ…… 7
7 採用後の処遇・福利厚生について…… 9
8 研修制度について…… 10

1　組織

労働基準監督署とは？

労働基準監督署は、厚生労働省の第一線機関であり、全国に321署あります。

労働基準監督署の内部組織は、労働基準法などの関係法令に関する各種届出の受付や、相談対応、監督指導を行う**「方面」（監督課）**、機械や設備の設置に係る届出の審査や、職場の安全や健康の確保に関する技術的な指導を行う**「安全衛生課」**、仕事中の負傷などに対し労災保険給付を行う**「労災課」**、会計処理などを行う**「業務課」**から構成されています。

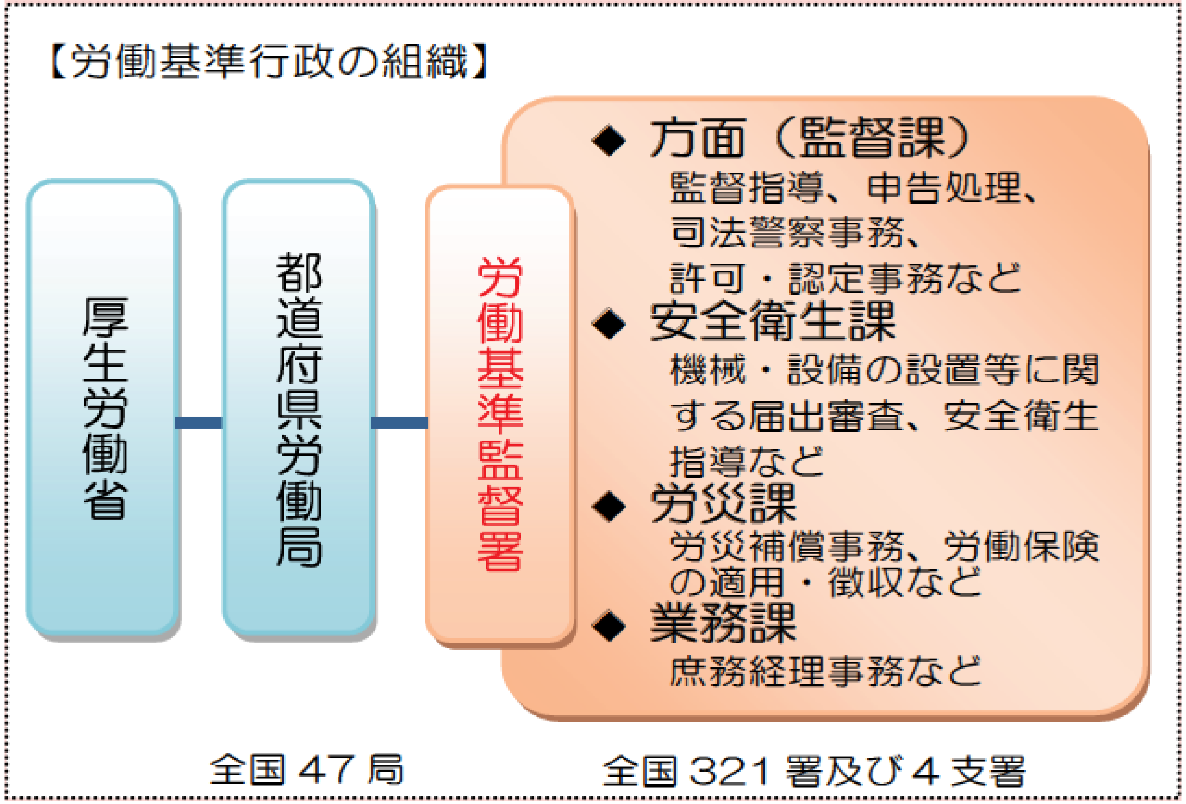

2　労働基準監督官の仕事（監督業務）

◆ 相談・申告の受付

労働条件に関する相談や、勤務先が労働基準法などに違反している事実について行政指導を求める申告の受付を行います。

◆ 監督指導

計画的に、あるいは、働く人からの申告などを契機として、労働基準法などの法律に基づいて、労働基準監督官が事業場（工場や事務所など）に立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について確認を行います。その結果、法違反が認められた場合には事業主などに対しその是正を指導します。また、危険性の高い機械・設備などについては、その場で使用停止を命ずる行政処分を行います。

◆ 司法警察事務

度重なる指導にもかかわらず、法違反の是正が行われない場合など、重大・悪質な事案については、刑事事件として取り調べなどの任意捜査や、捜索・差押え、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

【監督指導の一般的な流れ】

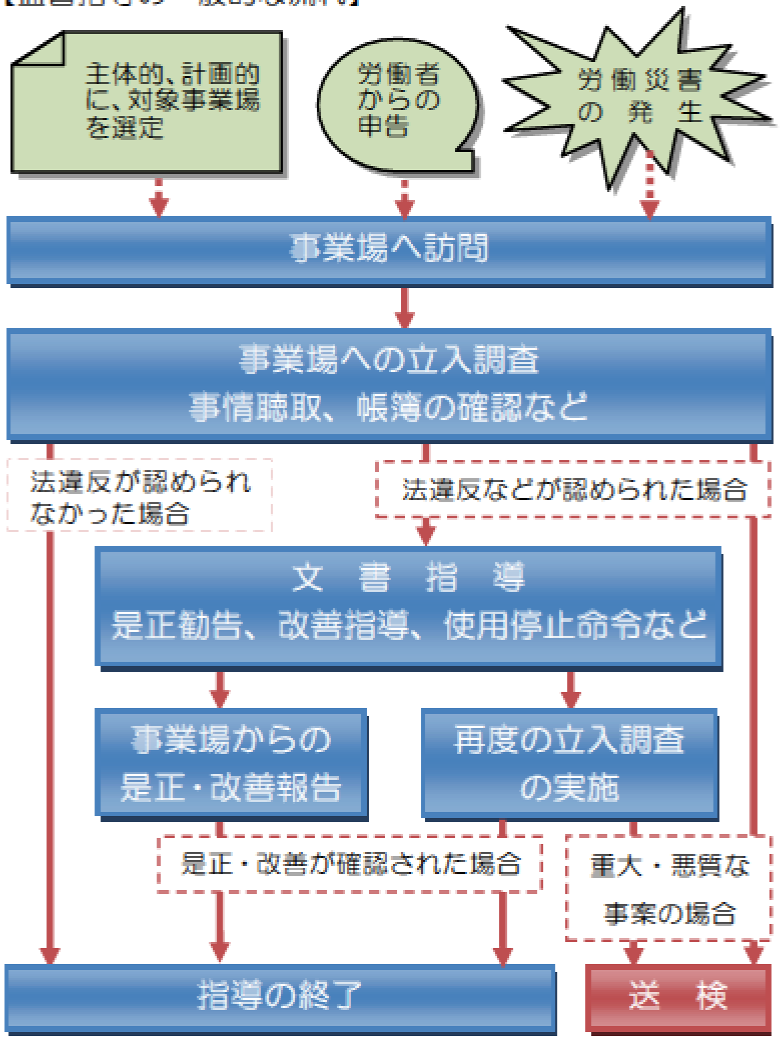

（注）　上図は一般的な流れを示したものであり、事案により、異なる場合もあります。

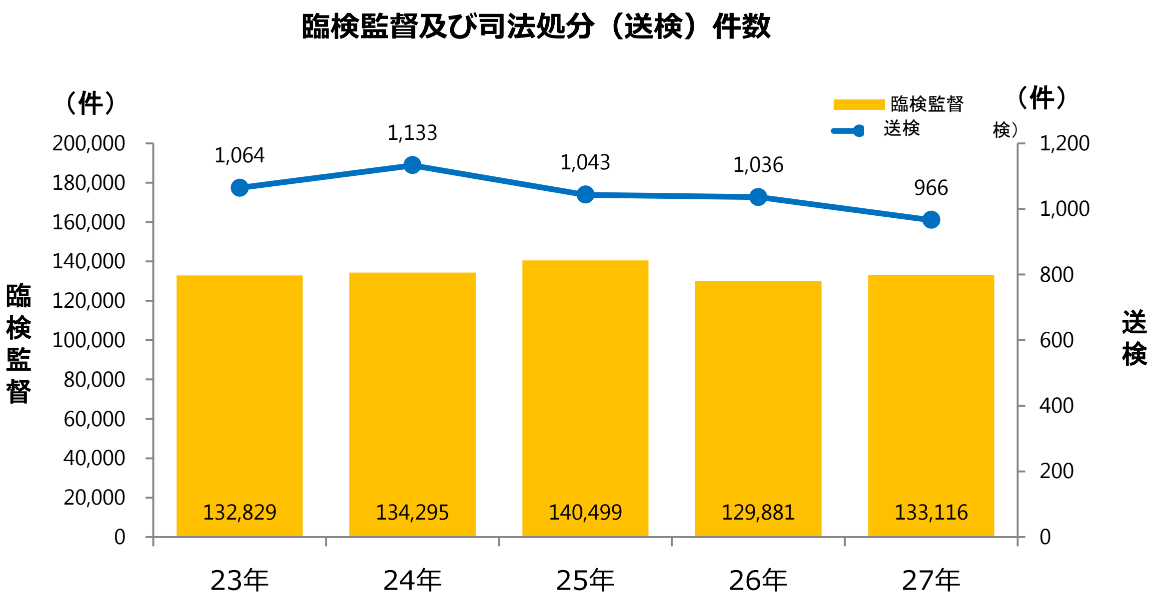

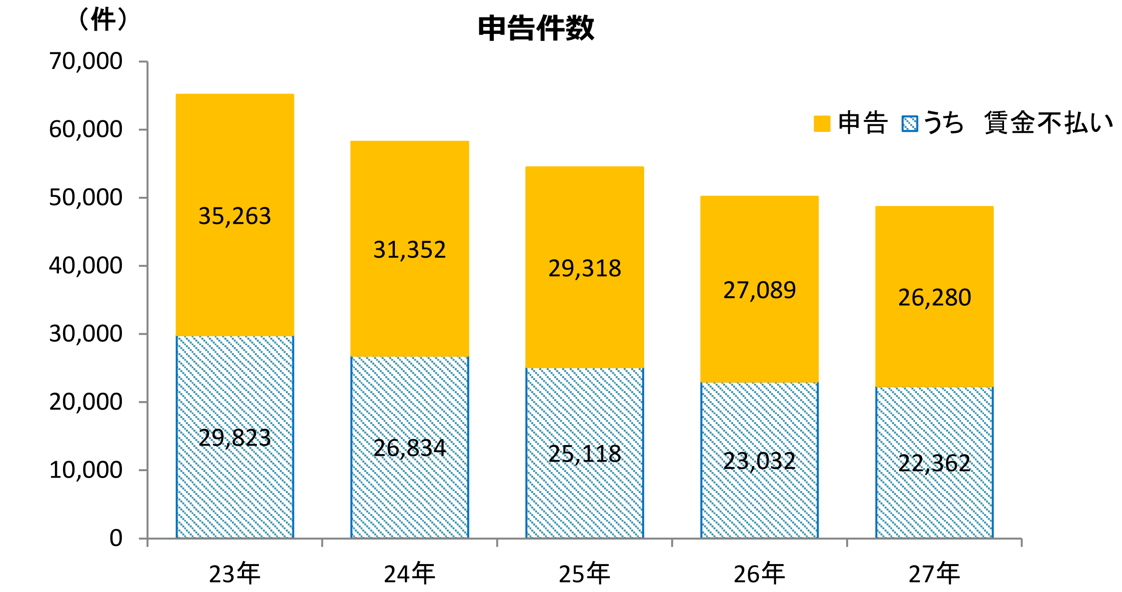

「過重労働から労働者の生命を守る」という使命を持って働いています。

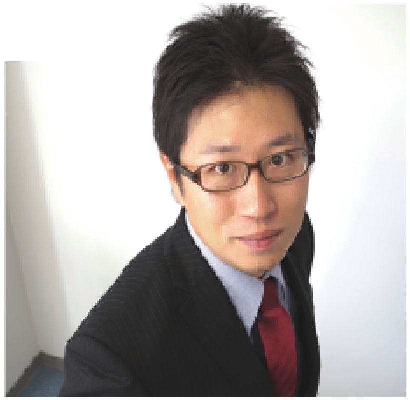

平成19年任官

監督・安衛課長
佐藤　永史
EIJI SATO

「夫が毎日深夜まで残業しています。最近は呼びかけても返事がありません。倒れる前にどうか助けてください。」

労働基準監督署には労働者から日々多くの相談が寄せられ、中にはこのような切実な相談も少なくありません。労働基準監督官は労働者やその家族などからの相談、時にはインターネットの情報も活用しながら労働基準法などに違反していると考えられる企業を絞り込み、内偵調査なども行いながら、抜き打ちで臨検監督を行います。

臨検の結果、法令違反が認められれば、企業に対し是正するよう行政指導を行いますが、悪質な企業に対しては刑事責任を追及するため特別司法警察職員として捜査を行い、検察官に書類送検を行います。

私が担当した事案ですが、1人あたり最大で月200時間の残業をさせられ、その分の残業代が支払われていなかったものがありました。企業が提出した書類には残業の記録はありませんでしたが、内偵結果から深夜まで残業を行わせていたことは明らかでした。いったん立ち去り、その日の夜に再度臨検したところ、タイムカードを一度打刻させてから働かせている現場を押さえることができ、最終的に提出させた別の帳簿からも事実が判明したのでした。

近年、過労死等を原因に労災認定を受けた労働者の数が高止まりしており、過重労働の撲滅は、労働基準監督官が立ち向かうべき最重要課題です。

正確な事実を把握し、的確に指導を行い、しっかりと是正させることは大変ですが、後日、労働者から感謝の言葉を頂いた時の達成感は何ものにも代えられません。

労働者が安心して働ける環境を作るため、労働基準監督官として一緒に働いてみませんか。使命感と行動力のあるあなたをお待ちしています。

佐藤監督官の1日

◆　安全衛生業務

労働安全衛生法などに基づき、働く人の安全と健康を確保するための措置が講じられるよう事業場への指導などを行っています。具体的には、クレーンなどの機械の検査や建設工事に関する計画届の審査を行うほか、事業場に立ち入り、職場での健康診断の実施状況や有害な化学物質の取り扱いに関する措置（マスクの着用など）の確認などを行っています。

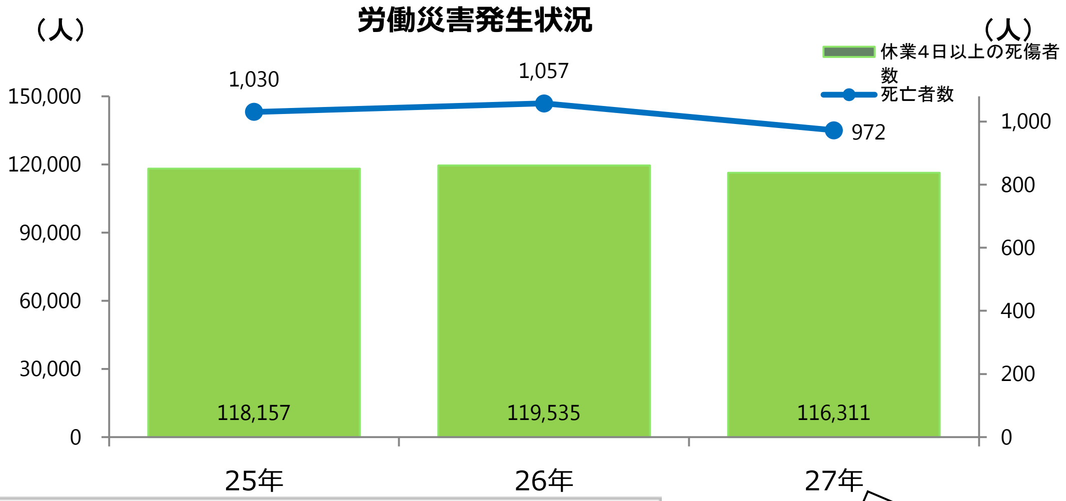

鉄パイプ直撃 歩行者死亡
落下防止板 外される

安全衛生業務　より安全で健康に働けるように。

平成21年任官

労働基準監督官
遠藤 英文
HIDEFUMI ENDO

現在、労働基準監督署で安全衛生業務を担当しています。

一家の大黒柱が、機械に巻き込まれて大けがをしたり、有害物質のばく露により健康障害を被ると、本人のみならず家族も悲しみ、その後の生活に大きな影を落としかねません。このようなことが起こらないように、労働安全衛生関係法令に基づき、労働災害の日々、労働者やその家族も守っていると思うと、役割の大切さに身が引き締まります。

これから、安全衛生業務の主な内容について紹介します。

◎「機械・設備の計画届審査業務」

プレス機械、X線装置、有機溶剤局所排気装置等の機械や建設現場で使用される足場などは、労働者が安全に使用できるものでなければなりません。このため、これらの機械などを設置する前に、その計画を届け出ることが義務付けられており、この計画届を審査し、問題があるものは実地調査を行い指導します。

◎「個別指導業務」

どのような安全・衛生管理を行えば労働者がより安全で健康に働けるか。製造業、建設業、運送業など様々な業種の事業場に赴き、労働安全衛生管理状況を確認し、専門的な知識を駆使して、技術的な指導を行っています。

◎「検査業務」

クレーンの倒壊やボイラーの爆発は、重篤な労働災害を発生させる可能性があります。そのため、これらの機械等は、1基1基を設置し開始する前に「落成検査」を行います。例えば、クレーン検査では、労働者が安全に使用できるよう、地上およそ10mの高所でハンマーを使いボルトの締め付け具合を確かめたり、あえて吊り上げ能力を超える荷を吊って、使用に問題がないか確認します。

労働基準監督官の仕事は、自分が社会に役立っていることをしっかりと実感できる仕事だと思います。

遠藤監督官の1日

8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00

9:00　死傷病報告、健康診断結果報告等の受付、足場の計画届の審査

13:00　建設現場に対する個別指導

4　労働基準監督官の仕事（労災補償業務）

◆ 労災補償業務

- 「労災保険（労働者災害補償保険）」とは、仕事によるものや通勤による負傷（ケガ）・疾病（病気）・死亡に対して労働者の救済の立場から必要な保険給付を行う政府所管の保険制度です。
- 労災補償業務は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷・疾病・障害・死亡などに対して必要な保険給付を行うために、請求された個々の事案ごとに審査や調査を行い、労災保険適用の有無及び給付範囲などの判断（認定）を行う業務です。
- 労災認定に当たっては、被災者や事業場関係者などから聴き取りを行ったり、関係資料の収集や主治医や専門医から医学的な意見を求めるなど、労災の認定基準に基づく高度な判断を行うための調査を行っています。
- 以下の代表的な保険給付のほかにも各種保険給付があり、また、被災者の早期社会復帰の促進や遺族の援護を図るための各種事業も行われています。

療養（補償）給付	休業（補償）給付
診察、薬剤の支給、手術等が無料で受けられます。	ケガなどの治療のために仕事を休み、賃金を受けていない場合に、一日当たりの平均賃金額の80％相当額が受けられます。
障害（補償）給付	**遺族（補償）給付**
ケガや病気が治ゆ（症状固定）した後に一定の障害が残った場合、障害の程度に応じ年金または一時金が受けられます。	労働災害により死亡した時、遺族は年金または一時金が受けられます。

労災補償業務

求められる知識は多岐にわたりますが、とてもやりがいを感じています。

平成24年任官

労働基準監督官

竹永 敬次郎

KEIJIRO TAKENAGA

私は任官4年目から、労災補償業務を担当しています。仕事や通勤が原因で負傷したり病気にかかった労働者に対して、労働者災害補償保険（労災保険）から各種の補償を行うものです。

労災補償業務は、労災保険の給付請求書（治療費、休業補償等）の記載内容の審査に大部分の時間を費やします。

例えば、請求書に記載された災害発生の状況と負傷の程度に矛盾はないか、負傷の程度に対し治療内容や休業期間は適当かなどを、関係者への聴き取り、病院への照会などにより調査します。調査の結果、請求された内容が適正で、仕事や通勤が原因であると判断した場合に、給付を行うことになります。

特に、社会的に注目されている精神障害に関する労災請求については、職場内で心の負担になるような出来事があったのかを調査します。

また、労災補償業務の他にも、事業主に対して労災保険の加入手続や保険料の納付を指導する業務も担当しています。

労働基準監督官の仕事は、労働基準法に違反している会社を指導したり、建設現場や工場などの安全対策を指導することというイメージを持っている方も多いと思います。

しかし、それらだけでなく、労働災害が発生し、不幸にして被災した労働者やご家族の方に、労災保険給付によって補償を行うという仕事もあります。求められる知識は多岐にわたりますが、とてもやりがいを感じています。やる気のあるみなさんをお待ちしています。

竹永監督官の1日

8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
	労災請求書の審査		障害認定		課内会議		労働保険料申告の督促（庁外活動）			

5　最近の主なトピック

◆過重労働事案に対する特別チーム「過重労働撲滅特別対策班」（かとく）の新設【平成27年4月～】

- 東京労働局・大阪労働局に設置（全国展開する企業を書類送検）

[redacted]書類送検

東京労働局 違法残業の疑い

[redacted]の2店舗で社員4人に違法な残業をさせたとして、東京労働局過重労働撲滅特別対策班は2日、運営会社[redacted]と労務担当役員(51)ら3人を労働基準法違反容疑で東京地検に書類送検した。

東京労働局によると、同社は昨年4～5月、[redacted]店」（東京都豊島区）で男性社員2人を、同法が定める労働時間の上限（週40時間）を超えて働かせ、[redacted]でも男女社員2人を、労使協定で定めた残業時間（月79時間）を超えて残業させた疑い。

新入社員自殺

長時間残業横行疑い

労働局 [redacted]本支社立ち入り

東京労働局特別対策班

[redacted]書類送検

2店舗で違法残業

◆厚生労働省本省に「過重労働撲滅特別対策班」を新設。47局において、「過重労働特別監督監理官」を新たに任命【平成28年4月～】

- 本省に過重労働撲滅特別対策班（本省かとく）を新設
- 全労働局（47局）に「過重労働特別監督監理官」を新たに任命

全国の労働局に過労監督監理官

厚労省が配置

厚生労働省は1日、長時間労働の監督指導を専門に担当する「過重労働特別監督監理官」を全国の労働局に1人ずつ配置した。本省の監督課にも各労働局との調整に当たる「過重労働撲滅特別対策班」を発足させた。昨年4月に東京と大阪の労働局に特別対策班を設置しており、さらに態勢を強化した。

昨年月100時間超の残業が疑われる8530事業場を調査したところ半数を超える4790事業場で違法な時間外労働があった。

6　若手労働基準監督官からのメッセージ

平成26年任官　高山歩

私は、以前、高齢の方や障がいをお持ちの方、生活保護を受給されている方々と接する機会が多い職場で働いており、そこで、労使間のトラブルや雇用情勢の悪化等のため、働くことができなくなったという声を多く耳にしました。この経験により、「安心して笑顔で働ける社会を創る」ために働きたいという思いが次第に強くなり、労働基準監督官を志望しました。

働き続けながらの受験だったため、通勤の往復時間や休日といった限られた時間を有効活用し、過去問題や労働白書を中心に勉強しました。私が受験した労働基準監督官B区分の試験は、高校や大学で学んだ基礎的知識が幅広く求められますが、特に、よく頻出されている分野を重点的に勉強し、点数の取りこぼしがないように勉強に励みました。

現在、私は、賃金不払や解雇等の労働相談や、様々な事業場への臨検監督を行っています。また、労働災害が発生した場合、現場へ赴いて調査を行ったり、司法警察権限に基づき、関係者への取調べ等の事件捜査を行ったりしています。

多種多様な事業場の方々と接している毎日ですが、現在、私が痛感していることは、使用者や労働者から話を聞き出すことは容易でないということや、法違反を確認して指導することの難しさです。しかし、法定労働条件の履行確保や労働災害防止のために指導を行い、粘り強く説得を試みた結果、法違反が是正されると、とてもやりがいを感じます。

労働基準監督官の職務は、多岐に渡るため、戸惑うことも多い日々ですが、困ったときや悩んだときに、適切にわかりやすくアドバイスをしてくださる先輩方がいてくれます。まだまだ未熟者で至らない点が多い私ですが、先輩方の助けをいただきながら、一つ一つの事業場に応じた対応を行うよう心がけています。今後もこの姿勢を忘れずに一歩一歩精進していこうと考えています。労働基準監督官に少しでも興味を持った方はぜひ、安心して笑顔で働くことができる社会を創るための一員として働いてみませんか。

平成26年任官　今西匠

私は工業大学卒業後、機械を製造する民間企業で約7年間、開発設計の仕事をしていました。転職を決意したのは、結婚して子供が生まれたことから、生涯続けられる仕事について改めて考えたことがきっかけでした。他にも地方公務員試験や民間企業をいくつか併願しましたが、「働く人の労働条件や安心・安全な職場環境を守ること」が職務である労働基準監督官に最も魅力を感じたことから志望しました。

私はB区分（理工系）の試験を受験しました。試験の出題範囲は幅広く、仕事をしながら効率的に受験勉強を行う必要がありました。時間の制約があったことから、自身の生活の中で優先順位を決めて集中的に試験対策を行っていました。

任官後は採用前にイメージしていたとおり、事業場に立ち入り、労働基準関係法令が遵守されているかを調査し、必要な是正指導を行っています。その他にも監督署の窓口や電話での相談対応や、各種法令に基づいた届出、申請等に対する処理、特別司法警察員としての事件捜査を行うなど、多岐にわたる職務に取り組んでいる毎日です。

先日、労働災害が発生した事業場を臨検監督した際、事業主の方に災害が発生した原因の究明や同種災害を防止するための措置がいかに重要であるかを一生懸命説明したところ、「会社のために丁寧に指導してくれてありがとう。」と感謝の言葉を頂きました。事業主の方が法令の趣旨を理解され、自主的に災害防止対策を検討・実施された時は本当にうれしく思いました。

労働基準監督官の職務は多岐にわたっており、その一つ一つがどれも責任を伴う重要な仕事だと思います。日々、知らないことや分からないことに出会い、その度に勉強し経験を積むという、非常に充実した毎日です。

任官されるまで、私には法律の知識は全くありませんでしたし、2年目の現在でも日々勉強中ですが、悩んだり困難な事案に出会う度に、上司や先輩方に助言や指導を頂いて業務に励んでいます。

世の中には多種多様な業種が存在し、それらの業種の事業場に対して私たちは指導する立場にあります。労働基準関係法令に対する深い知識だけではなく、社会に係る幅広い知識が求められ、どんなときも客観的かつ冷静に判断し対応する能力が求められる仕事であり、そこにやりがいを感じています。

これを読んで、労働基準監督官の仕事に少しでも興味を持っていただけたら嬉しい限りです。情熱と強い正義感を持った方、一緒に働きましょう。

6　若手労働基準監督官からのメッセージ

平成26年任官　坂井美咲

私が労働基準監督官を目指したのは、「残業代が出ない」と愚痴をこぼす両親の姿を見たり、「なかなか帰れない」と話すアルバイト先での社員の方の話を聞いたりしたことがきっかけでした。身近なところで労働問題が起こっていることを認識し、少しでも改善できないかと考えるようになりました。労働基準監督官が、そのような労働問題の改善に、第一線で携わることができるところに魅力を感じ、志望しました。

労働基準監督官採用試験は、科目数が多いため、出題数の多い科目を重点的に学習していました。日々どの科目を学習するかを決め、計画表を作成し、それに従って勉強していました。間違えた問題にはチェックを入れ、同じ問題を解けるようになるまで解くということを大切にしていました。

現在の主な業務は、労働基準監督署の窓口や電話による労働相談への対応のほか、労働基準法や労働安全衛生法等が遵守されているか事業場に立ち入って調査する臨検監督です。また、労働安全衛生法違反について、実況見分や取調べなどの司法警察事務を行っています。

労働基準監督官の仕事は多岐にわたるので、毎日異なる業務を行っているという感覚にもなります。臨検監督業務ひとつをとっても、多くの会社の事業主とお話する機会があります。このような、日々刺激的な点も労働基準監督官の仕事の魅力のひとつだと思います。
臨検監督業務では、原則一人で事業場を訪問します。時には、事業主から「なぜそんな面倒くさい決まりを守らなければならないのか」と、なかなかこちらの話に耳を傾けてもらえないこともあります。
私が仕事をする上で大切にしていることは、「法律上のルールをどうして守らなければならないのか」を自分自身がしっかり理解し、法令を守ることが会社にとってもメリットがあり、リスクを回避することになると伝えることです。単に法律の内容を伝えるだけではなく、その趣旨を会社に理解していただくことも、労働基準監督官の役目のひとつだと考えています。法違反を是正することに前向きになってもらえたときには、嬉しく思いますし、最終的に是正されたときには、大きなやりがいを感じます。

労働基準行政に興味のある方、やりがいのある仕事をお探しの方、私たちと一緒に働いてみませんか。

平成26年任官　石田将規

私は大学を卒業後、民間企業に就職し営業マンとして勤務をしていました。早朝から深夜にわたる長時間労働と賃金不払残業が常態化している会社で、同期入社の同僚がメンタル不調となったまま退職し、自分自身も、体調を崩すことがありました。このような環境で働く中で、労働基準法について興味を持ち、この法律について学ぶ中で労働基準監督官という官職があることを知ったことが、私が志望したきっかけでした。

受験勉強のための時間を確保するため、勤務時間がある程度固定された仕事に一度転職して、働きながら試験勉強をしていました。公務員予備校に通学することは難しかったので、web講座を受講しながら、出題数が多い科目を中心に、繰り返し過去問を解きました。試験勉強に充てられる1日の時間というものは限られていましたので、スケジュールを組みながら勉強をしていました。

現在は、事業場に立ち入って、法定労働条件や労働災害防止に係る遵法状況について調査し、行政指導を行うことや、悪質な法違反に対する司法事件捜査を中心に業務を行っています。また、電話や来署された方からの労働相談への対応や、就業規則等の届出の受付業務も行っています。

労働基準監督官の業務は多くの人々と関わる仕事です。私もすでに数え切れない程の使用者や労働者に接してきました。職務遂行にあたっては公正かつ斉一的に処理を行わなければなりません。そのため、労使どちらか一方の味方になることなく、中立な立場で事実を確認し、法違反が認められれば是正指導を行います。ときには、その結果について使用者や労働者が受け入れにくいものであり、声を荒げる使用者や労働者もいます。しかし、相手方の主張や思いに耳を傾け、それぞれが抱える問題を理解し、その問題解決について前向きな取組を促すことで、使用者に対する指導においても、労働者に対する説明においても、相手方の理解を得るよう努めています。労働者に非があると主張して賃金を支払わない使用者に対し、是正指導を行い粘り強く説得した結果、賃金が支払われるとともに、問題解決までの対応について使用者から感謝されたときなどには、大変やりがいを感じます。

私は経済学部卒でしたので、法律について学ぶ機会は採用試験の受験勉強をするまではありませんでした。そのため労働法について全くの素人である私が労働基準監督官として仕事が行えるか不安でしたが、1年間の研修や、先輩監督官等のサポートの下、日々学びながら職務に就くことができています。ぜひ、熱意ある方に労働基準監督官を志望していただき、我々と一緒に働いてもらえることをお待ちしています。

7　採用後の処遇・福利厚生について

給与

新卒の初任給（平成28年度実績）大学卒業｜１級26号俸（178,400円）

Q１　職歴がある場合の初任給を教えてください。

➡ 採用前に職歴などがある場合には、一定の計算に基づきその期間を経験年数として換算し、それに応じてさらに上位の号俸に格付けされることがあります。

Q２　手当の種類について教えてください。

➡ 東京、大阪、名古屋などの主要都市に勤務する場合には、地域手当が支給されることとなります（※１）。このほか、超過勤務手当、通勤手当、扶養手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当などが支給されます。

（※１）最高で俸給月額の20%（東京都区内勤務者【平成28年４月１日】）の地域手当が支給されます。

（※２）「一般職の職員の給与に関する法律」が改正された場合は、上記給与額に変更が生ずることがあります。

休暇

年次休暇、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇などがあります。

Q１　休暇について教えてください。

➡ 年次休暇については、４月に入省した場合、４～12月までの間に15日間の取得が可能です（使用しなかった分は、翌年に繰り越されます。）。翌年からは、毎年１月に20日分の年次休暇が付与され、前年に使用しなかった休暇を取得することができます。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があり、取得促進を図っています。

異動・昇進

採用後は、原則として、全国の労働基準監督署に配属され、その後、厚生労働省本省も含めて最初の配属先とは別の都道府県労働局管下の労働基準監督署などに異動することとなりますが、将来的には、都道府県労働局長、労働基準監督署長など労働基準行政機関の幹部に昇進します。

8　研修制度について

労働基準監督官は、採用後１年間、監督関係業務に係る基礎的研修及び実地訓練を受けます。この間に労働大学校で実施される中央研修（前期及び後期）を約３か月間にわたり受講することになります。また、採用時の研修のほか、その後定期的に又は昇進時において中央研修が実施されます（安全衛生業務基礎研修、労災補償業務基礎研修、専門研修、署長研修等）。

◆ 採用後１年間のスケジュール例

4月～5月中旬	5月中旬～6月	7月～8月	9月～10月中旬	10月中旬～3月
①実地研修（前期）	②中央研修（前期）	③実地研修（後期）	④中央研修（後期）	⑤実地訓練
監督署（局）で 1.5か月	研修所で 1.5か月	監督署（局）で 2.0か月	研修所で 1.5か月	監督署で 5.5か月

①実地研修（前期）	○労働基準行政の概要、監督業務、安全衛生業務、労災補業業務の概要 ○監督署業務の実務補助、工場見学　など

③実地研修（後期）	○相談、各種届出等の対応 ○監督業務、安全衛生業務、労災補償業務、司法警察事務等の実施要領　など

②中央研修（前期）主なカリキュラム			
	一般法学	15時間	民法、刑法、行政法
	労働基準関係法令	74時間	労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法　など
	監督業務	37時間	労働基準行政と監督制度、各分野の労働条件確保改善対策　など
	安全衛生業務	65時間	産業安全・労働衛生の基礎知識、様々な機械の安全対策　など
	その他	20時間	行政史、組織、労働経済、システム　など
		計211時間	

④中央研修（後期）主なカリキュラム			
	一般法学	28時間	刑法、刑事訴訟法
	監督業務	74時間	監督指導実務、未払賃金立替払実務　など
	安全衛生業務	49時間	災害調査実務、様々な化学物質の安全衛生対策　など
	司法警察事務	49時間	司法警察事務の基礎知識、実況見分実務、取調実務　など
	その他	6時間	企業会計、集団討議
		計206時間	

⑤実地訓練	○各業種・分野の労働条件・安全衛生対策の実務経験を積むことによる法令・通達の知識、手法の習得　など